地域密着型通所介護事業所の新規指定に係る事前相談シート

　　年　　月　　日

該当する事項に☑または記入してください。

１　法人概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名称 |  | | | | |
| 法人所在地 |  | | | | |
| 代表者名 | 職名 |  | フリガナ | |  |
| 氏　　名 | |  |
| 担当者名 |  | | | | |
| 担当者連絡先 | 電　話： | | | ＦＡＸ： | |
| メール： | | | | |

２　新規事業の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名称 |  | |
| 事業所所在地 |  | |
| サービス種類 | 地域密着型通所介護 | |
| 介護予防・日常生活  支援総合事業の実施 | □有　□無 | |
| 併設サービス | □有　□無　（有の場合、サービス種類：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 事業開始予定日 | 年　　月　　日 | |
| 事業の内容 | （主な事業の内容） | |
| サービス提供時間（１単位目：　　　　　　　～　　　　　　　）  　　　　　　　　（２単位目：　　　　　　　～　　　　　　　） | |
| 利用定員　（　　　　　　人） | 昼食の提供　　　（　有　・　無　） |
| 送迎の実施（　有　・　無　） | 入浴の実施の有無（　有　・　無　） |

３　事業所予定地の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 土地・建物の現況 | 現　　況　□更地　□新築　□建設中　□既存（改修予定・改修中・改修予定なし） | | |
| 敷地面積　（　　　　　　㎡） | | 登記地目　（　　　　　　　） |
| 都市計画　□市街化区域　□市街化調整区域　□その他 | | |
| 建築面積　（　　　　　　㎡） | | 延床面積　（　　　　　　㎡） |
| 構　　造　（　　　　　　造） | | 階　　数　（　　　　　　階） |
| 土地権利　□所有　□取得予定　□借地（　　　年） | | |
| 建物権利　□所有　□賃貸（　　　年） | | |
| 新築（改修）工事の  実施予定期間等 | 着工：　　年　　月　　日 | 竣工：　　年　　月　　日 | |

４　チェックリスト

　関係法令等を確認し、必要に応じて担当部署等との調整を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認項目 | | チェック |
| 介護保険  関係法令 | 次の条例及び規則に定める基準等を遵守し、市の指定を受けること。  ①袖ケ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）  ②袖ケ浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年規則第3号）  ③袖ケ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）  ④袖ケ浦市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等の手続に関する規則（平成18年規則第24号） |  |
| 介護保険法（平成9年法律第123号）等の関係法令、解釈通知等を遵守すること。 |  |
| 開設予定地 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づいて指定された急傾斜地崩壊危険区域でないこと。 |  |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域でないこと。 |  |
| 千葉県が公表している土砂災害危険箇所及び土砂災害のおそれのある区域でないこと。 |  |
| 地域住民の  理解 | 開設予定地の自治会、近隣住民、隣接地権者に対して、建物と事業内容等についての説明を行い、理解及び同意を得ること。 |  |
| その他  （一例） | 老人デイサービスセンター等設置届又は老人居宅生活支援事業開始届の提出に関すること…千葉県健康福祉部高齢者福祉課法人支援班（043-223-2350） |  |
| 開発行為・建築関係に関すること…都市計画課（市役所中庁舎6階） |  |
| 食品衛生法…事業所内で食品を提供する場合、君津保健所へ（0438-22-3745） |  |
| 労働基準法…就業規則の提出が必要な場合、木更津労働基準監督署へ（0438-22-6165） |  |

※　上記は一例であり、整備計画によって、調整が必要・不要となる部署等があります。調整時に必要な書類は各部署等へ確認してください。

※　その他関係法令、袖ケ浦市の関係条例等を遵守してください。

５　持参書類

　以下の書類を併せて持参してください。

（１）　法人の概要がわかるもの

※　任意様式にて、所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等を記載すること。

パンフレット等があれば添付。

（２）　新規事業所の位置図、平面図、立面図　等